

## 住宅用火災警報器取付け等支援事業の実施について

消防本部予防課

火災から高齢者等の生命、身体及び財産を守るとともに、住宅用火災警報器の設置促進を図ることを目的として、自ら天井等に住宅用火災警報器を取り付けることが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、住宅用火災警報器の取付け及び取替えの支援を実施いたします。

### 記

- 1 開始日** 令和3年12月1日（水）
- 2 事業内容** 対象世帯で支援を希望する方のお宅へ消防職員が訪問し、住宅用火災警報器の取付けや取替えを無償で行います。  
※電気配線等の工事が伴うものは対象外です。  
※住宅用火災警報器や取付けに必要なねじ等は、支援希望者に用意していただきます。
- 3 対象世帯** 本市又は玉村町に住所を有する世帯で、次のいずれかに掲げる方のみで構成されている世帯
  - ・65歳以上の方
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ・住宅用火災警報器を取り付けることが困難であると認める方
- 4 周知** 市ホームページ、広報いせさき12月1日号、広報たまむら12月号
- 5 申込方法** 申請書に必要事項を記入の上、直接又はファックスで消防本部予防課へ申し込み。代理の方による申し込みも可能。